能美市立地適正化計画
策定委員会

第１回　説明資料

令和８年７月23日（木）

目次

01 立地適正化計画の必要性

02 立地適正化計画とは

03 現況の整理

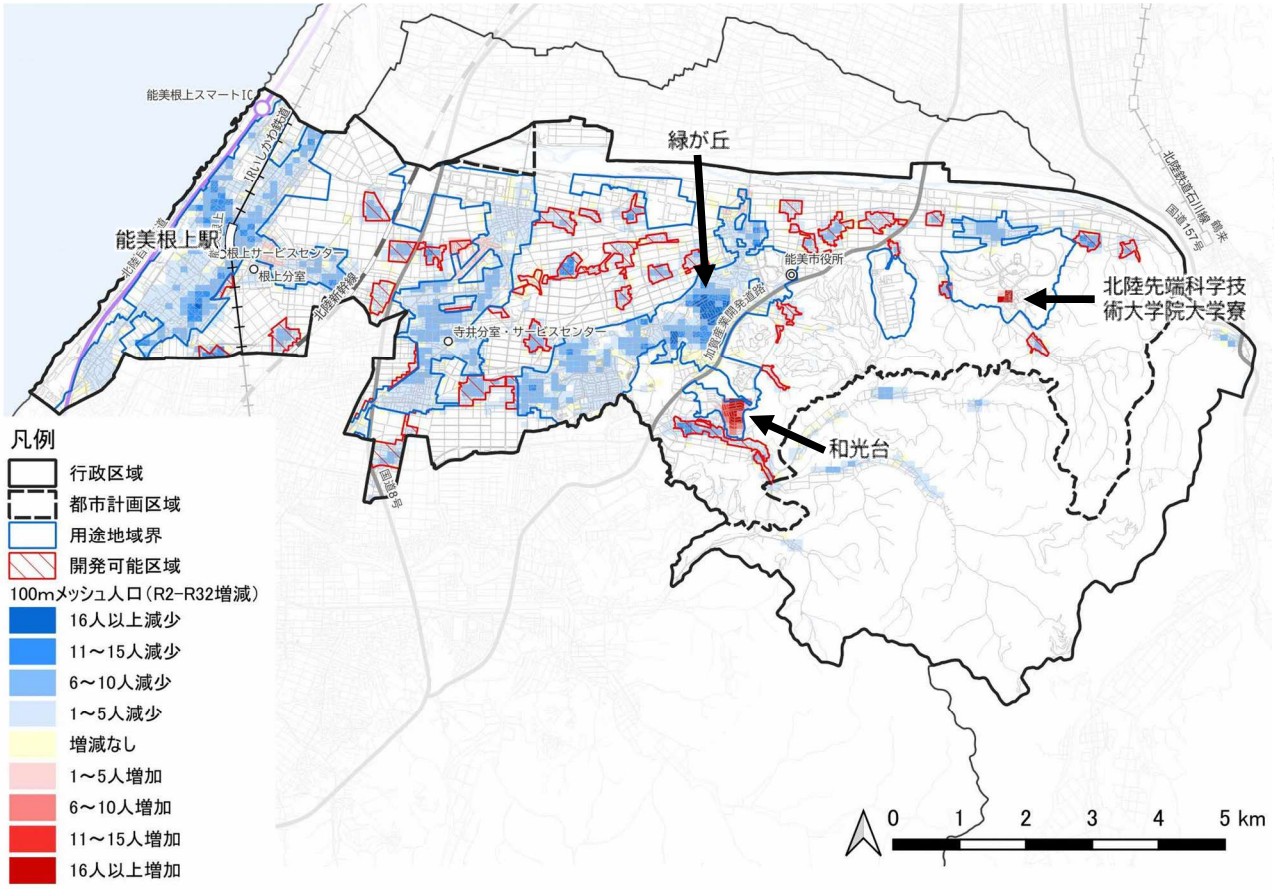
04 今後のスケジュール

1. 立地適正化計画の必要性

(1)本市の将来人口・人口密度

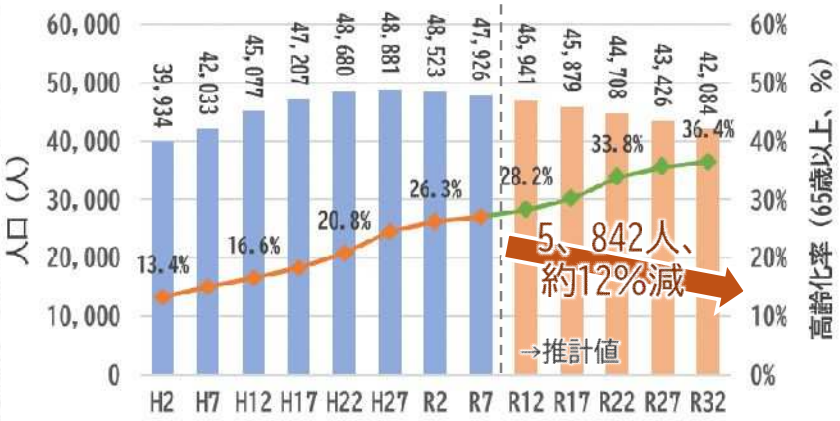
○本市の人口は継続的に減少しており、20年後には42、084人（▲約12%）となる見込みです。
　特に、能美根上駅周辺や緑が丘等で減少が目立ちます。
○用途地域内の人口密度は、20年後には12%程度の減少が見込まれます。

【将来における人口の見通し(100mメッシュ：R2－R32)】



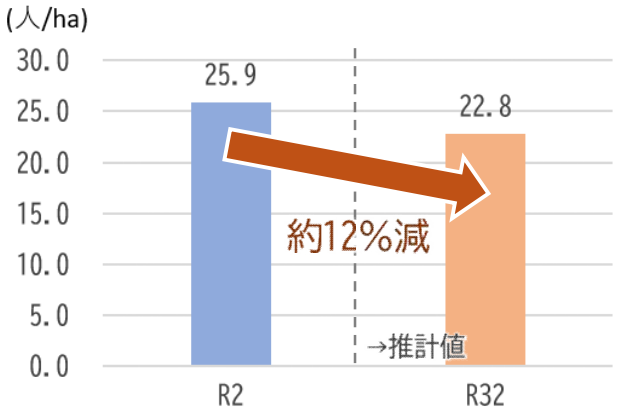
出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3
（世帯予測実装版）」及び能美市都市計画基礎調査を使用し作成

【人口の推移と将来予想】



出典：国勢調査、人口問題研究所

【用途地域内の人口密度推移】



出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3
（世帯予測実装版）」及び能美市都市計画基礎調査を使用し作成

1.　立地適正化計画の必要性

(2)人口減少等が都市にもたらす影響

○人口減少や人口密度の低下により、商業・医療・公共交通等の利用者が減少し、サービスの縮小が想定され、生活利便性の低下等が懸念されます。



これらの課題に
取り組むため
「立地適正化計画」
を作成します

1. 立地適正化計画の必要性

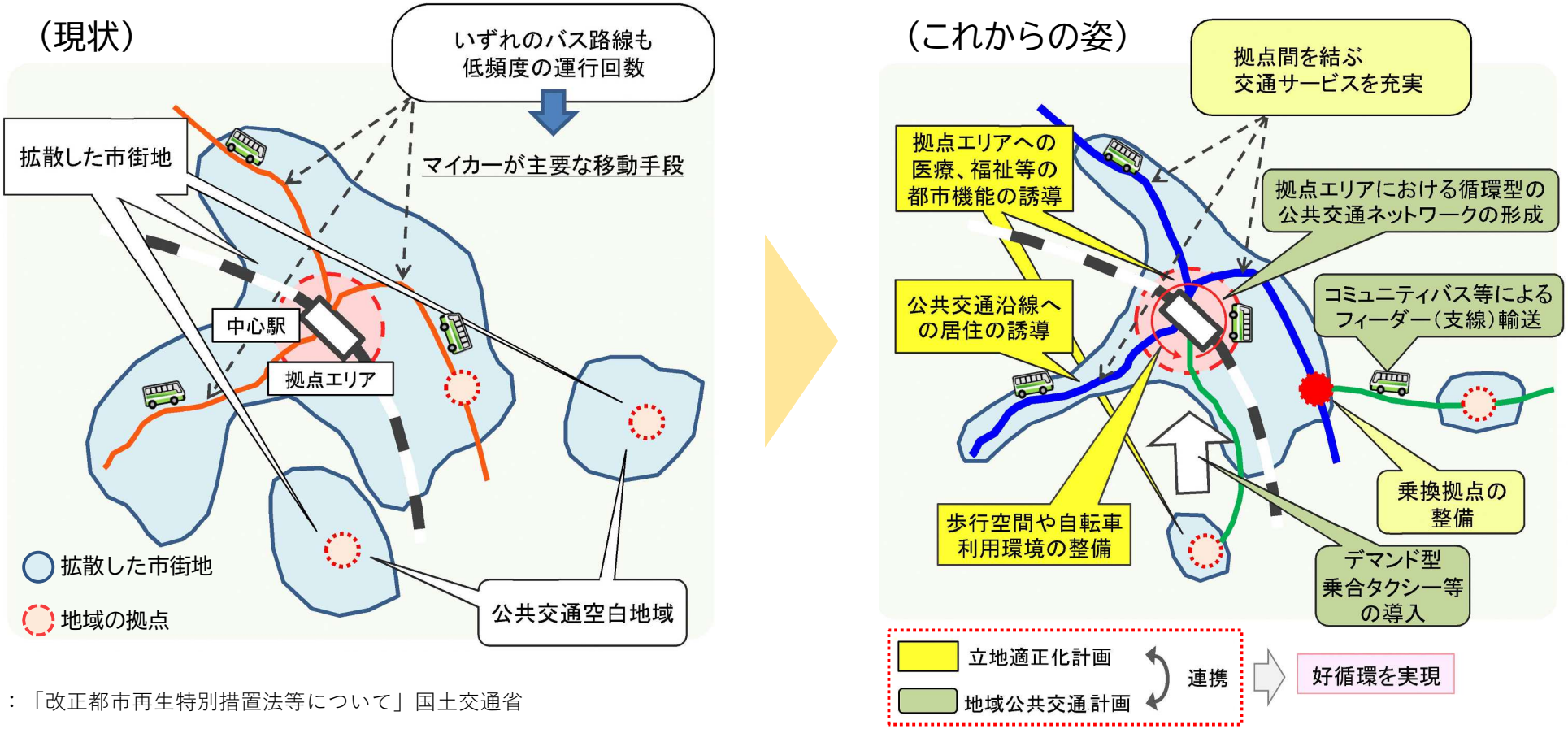
(3)公共交通ネットワークで結ばれたコンパクトなまちづくりの動き

○人口減少・少子高齢化の進展に対応するため、生活サービス機能や居住の誘導と公共交通ネットワークの形成を連携する「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方が重要です。

○これからの姿として、土地利用と公共交通の連携※により、中心拠点のみならず、旧町の中心部などの生活拠点にも人や施設などを誘導し、拠点間を公共交通ネットワークで結ばれたコンパクトな市街地形成を目指すことが望まれています。

※立地適正化計画と地域公共交通計画の連携

【コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ図】



出典：「改正都市再生特別措置法等について」国土交通省

1.　立地適正化計画の必要性

(4)本市の上位計画におけるまちづくりの目標像

○能美市都市計画マスタープランでは、都市計画の７つの基本方針を定め、コンパクトな市街地の誘導や地域生活拠点の構築、道路網の整備や公共交通の利便性向上による市内各地域の円滑な連携等の考え方を示しており、本計画制度の趣旨と合致しています。

【都市計画の基本方針】

［土地利用・市街地整備］
快適でゆとりあるコンパクトな市街地の整備と市民や来訪者が集う拠点の構築

［産業基盤］
産業集積を活かし、さらなる活力と賑わいを創出するための産業基盤の整備

［道路・交通］
格子状交通ネットワークの構築と公共交通の充実による地域・広域連携の強化

［公園・上下水道・その他都市施設］
快適な居住環境を支える都市施設の充実および適正な維持管理

［自然環境・都市景観］
都市と自然・田園が調和したうるおいある都市景観の形成

［都市防災］
ハード・ソフト両面の災害対策の推進による安全・安心な都市環境の形成

［市民協働］
市民や地域が主体となったまちづくりの推進

＜具体的な内容＞
快適でゆとりあるコンパクトな市街地の誘導を進めるとともに、日常生活に必要な多様な機能を持った「地域生活拠点」と魅力ある都市としての「まちづくり拠点」の構築に向けた整備・充実を図ります。

＜具体的な内容＞
市内各地域の円滑な連携と市外の各都市との広域的な連携を強化するため、基幹都市軸や地域連携軸となる道路網の整備・充実やコミュニティバスなどの公共交通の利便性向上を図ります。

出典：「第２次能美市都市計画マスタープラン」より抜粋

2. 立地適正化計画とは

(1)立地適正化計画の概要

○立地適正化計画は、従来の土地利用の計画に加え、居住や都市機能の誘導により「コンパクト・プラス・ネットワーク」の形成に向けた取組を支援する計画です。

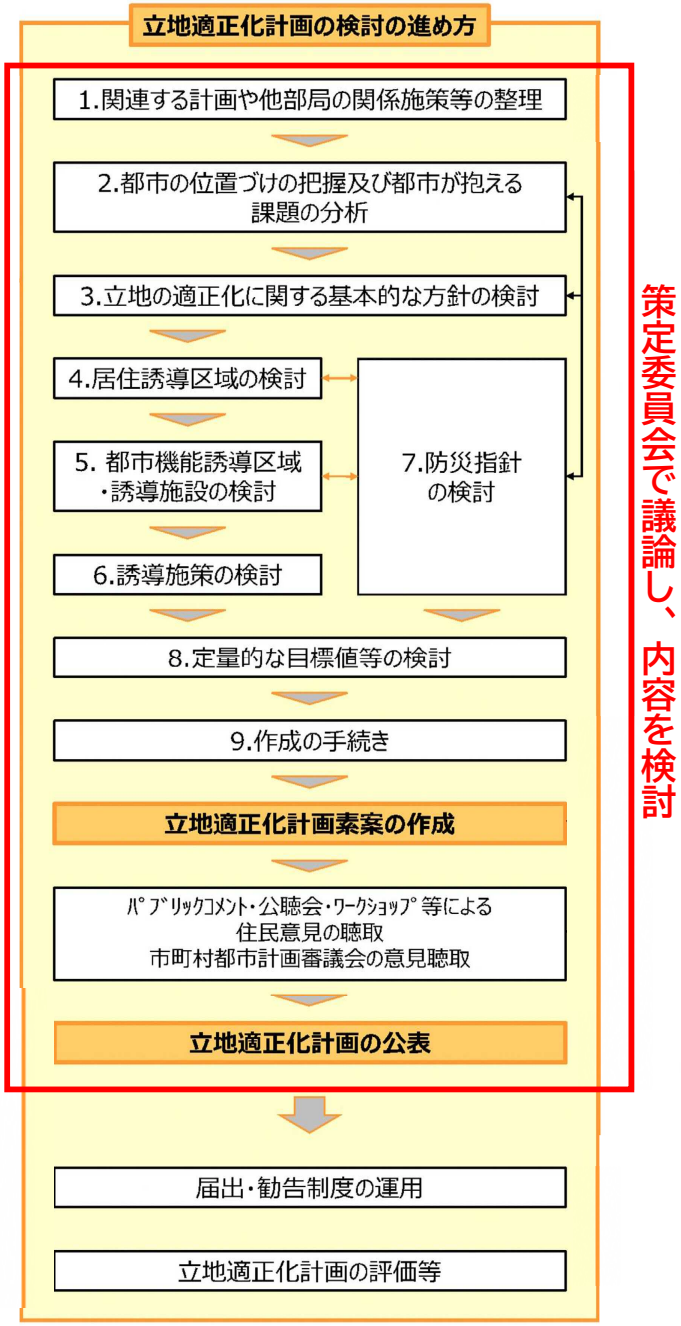
○主な検討事項としては、「基本的な方針」「居住誘導区域」「都市機能誘導区域及び誘導施設」「防災指針」「誘導施策」があり、定量的な目標値を設定して計画の進捗管理をします。

【立地適正化計画の概要】

根拠法	都市再生特別措置法
計画主体	市町村
計画期間	概ね20年
計画区域	都市計画区域内
記載事項	① コンパクトなまちづくりに向けた基本的な方針 ② 居住誘導区域 ③ 都市機能誘導区域及び誘導施設 ④ 誘導施設の立地を図るための事業等 ⑤ 防災指針 ⑥ ②～⑤の施策・事業・取組等の推進に関する事項 ⑦ その他、立地の適正化を図るために必要な事項 (④と⑥をあわせて誘導施策という)
評価・見直し	概ね５年ごと

出典：「立地適正化計画作成の手引き」国土交通省

【計画検討のフロー図】

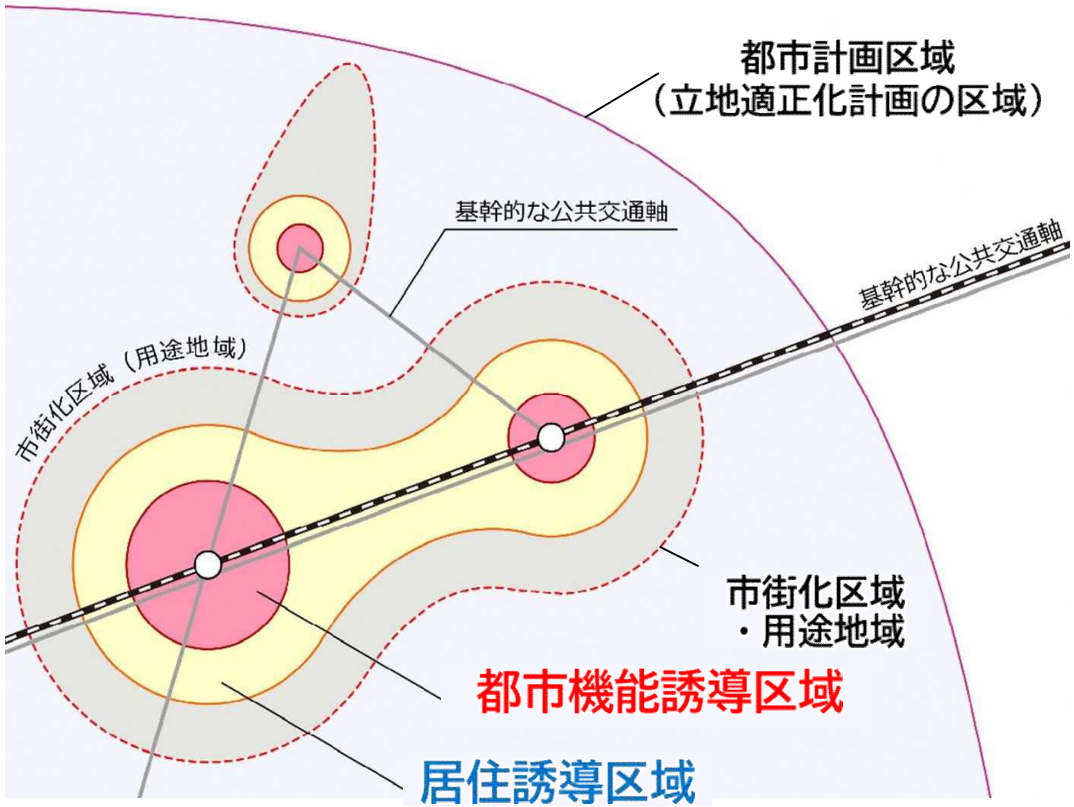


2. 立地適正化計画とは

(2)誘導区域の検討イメージ

○誘導区域の設定では、人口、土地利用や交通の現状及び将来の見通しを勘案しながら、居住を誘導して人口密度を一定以上に維持していく「居住誘導区域」、および都市機能の誘導を図る「都市機能誘導区域」を設定します（基本的には用途地域内で検討）。

【誘導区域の考え方】



●居住誘導区域
市街化区域又は非線引き都市計画区域において、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域

●都市機能誘導区域
医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域
※居住誘導区域内に都市機能誘導区域が重複して設定される

出典：「立地適正化計画作成の手引き」国土交通省

2. 立地適正化計画とは

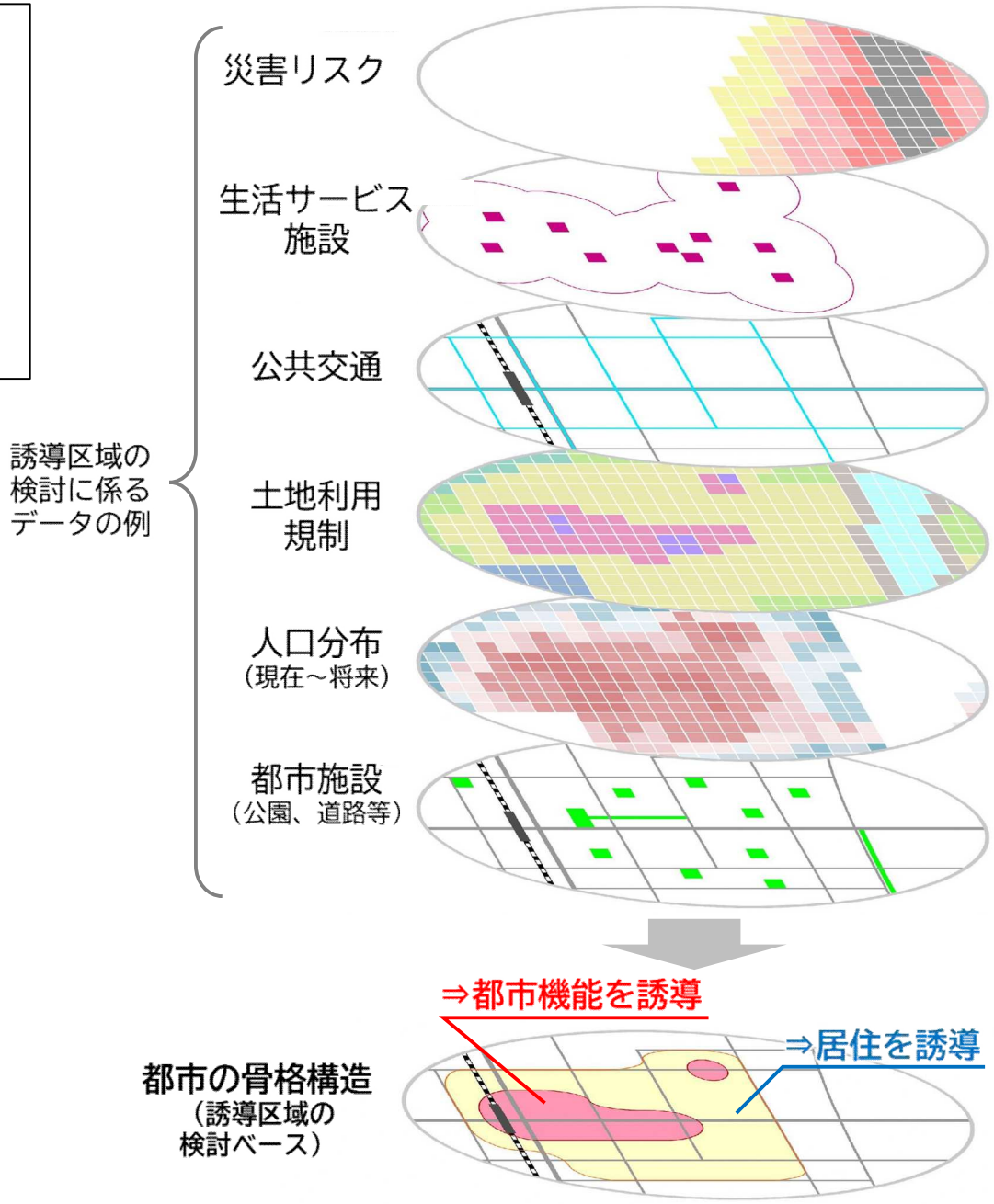
【参考】誘導区域の設定に向けた検討イメージ

○居住誘導区域は、人口、公共交通、生活サービス施設等の要素を重ね合わせ、法令で含めない区域（災害リスク、土地利用規制等）を除外し、検討します。
○都市機能誘導区域は、原則、居住誘導区域内において、公共交通の利便性と拠点性などを踏まえて設定します。

【居住誘導区域の望ましい区域・含めない区域】

含めることが望ましい区域	・生活利便性が確保される区域 ・都市機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域（人口密度が確保できる面積） ・災害リスクが低い、今後低減される見込みの区域
含めない区域	・市街化調整区域 ・工業専用地域、特別用途や地区計画で建築を制限する区域 ・災害危険区域 ・農用地区域、農地や採草放牧地の区域 ・自然公園法、森林法、自然環境保全法が定める一部区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・地すべり防止区域 ・土砂災害特別警戒区域 ・特定都市河川浸水被害対策法の浸水被害防止区域
含めないこととすべき区域	・津波災害特別警戒区域、津波災害警戒区域等 ・土砂災害警戒区域 ・浸水想定区域 ・特定都市河川浸水被害対策法に規定する都市浸水想定における都市浸水が想定される区域及びその他危険性がある区域

【都市の骨格構造の検討イメージ】



出典：「立地適正化計画作成の手引き」国土交通省より作成

2. 立地適正化計画とは

(3)誘導施設の検討イメージ

○誘導施設（都市機能増進施設）とは、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設のことです。これらは都市機能誘導区域に立地を誘導すべき施設であり、計画内で設定が必須となります。

【誘導施設の機能分野とイメージ】

機能	中心拠点	地域・生活拠点
行政機能	■中枢的な行政機能 例．本庁舎	■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例．支所、福祉事務所等の各地域事務所
介護福祉機能	■市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例．総合福祉センター	■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守などのサービスを受けることができる機能 例．地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロンなど
子育て機能	■市町村全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例．子育て総合支援センター	■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例．保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館など
商業機能	■時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例．相当規模の商業集積	■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例．延床面積○㎡以上の食品スーパー
医療機能	■総合的な医療サービス（二次医療）を受けることができる機能 例．病院	■日常的な診療を受けることができる機能 例．延床面積○㎡以上の診療所
金融機能	■決済や融資などの金融機能を提供する機能 例．銀行、信用金庫	■日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例．郵便局
教育・文化機能	■住民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例．文化ホール、中央図書館	■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例．図書館支所、社会教育センター

2. 立地適正化計画とは

(4)防災指針の検討イメージ

○防災指針では、誘導区域内に残存する災害リスクへの対策として、適切な防災・減災対策を講じます。災害リスク分析を行い、防災まちづくりの方向性を整理し、施策を設定します。

【防災指針の検討の流れ】

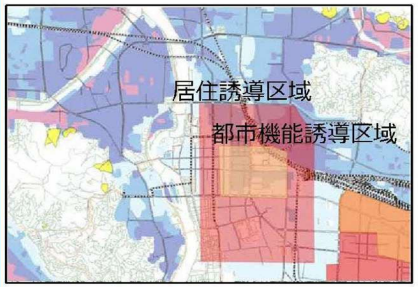
■災害リスクと都市計画情報の重ね合わせ

各種災害リスク情報
（洪水の場合）

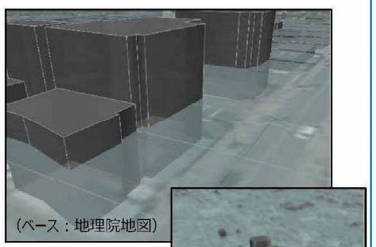
○ハザードエリアの分布
○浸水継続時間
○家屋倒壊等崩壊危険区域
○外力規模による違い
…

人口分布
都市機能・生活基盤の立地状況
公共交通軸
ハザードエリア
都市機能誘導区域
居住誘導区域

■都市の災害リスクの見える化



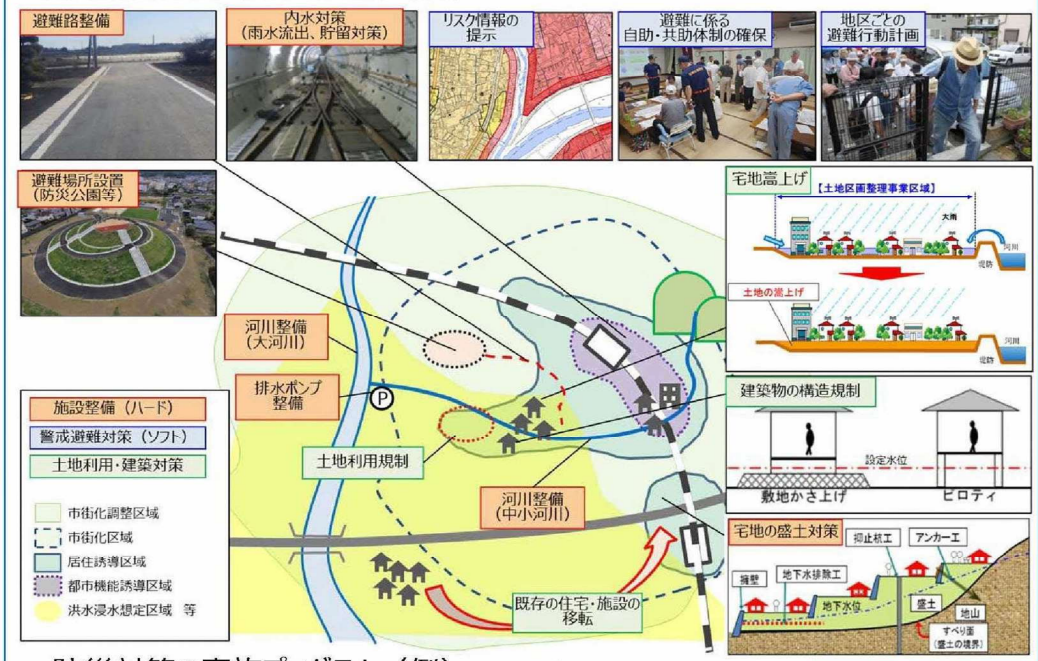
イメージ



イメージ

防災まちづくりの将来像・目標と取組方針の設定

■防災指針に位置付ける対策（例）



■防災対策の実施プログラム（例）

施策		重点的に実施する区域	実現時期の目標 短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
警戒避難対策（ソフト）	リスク情報の提示	市全域	→		
	地区ごとの避難行動計画	市全域	→		
	避難に係る自助・共助体制の確保	市全域	→		
土地利用建築対策	既存の住宅・施設の移転	居住誘導区域外	随時検討・実施		
	土地利用規制	市全域	随時検討・実施		
	建築物の構造規制	市全域	随時検討・実施		
	宅地嵩上げ	居住誘導区域内	随時検討・実施		

施策		重点的に実施する区域	実現時期の目標 短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
施設整備（ハード）	河川整備（大河川）	市全域	→		
	河川整備（中小河川）	市全域	→		
	避難場所設置（防災公園等）	居住誘導区域内	→		
	避難路整備	居住誘導区域内	→		
	排水ポンプ整備	居住誘導区域内	→		
	内水対策（雨水流出、貯留対策）	居住誘導区域内	→		
	宅地の盛土対策	居住誘導区域内	→		

出典：「「安全なまちづくり」・「魅力的なまちづくり」の推進のための都市再生特別措置法等の改正について」国土交通省

2. 立地適正化計画とは

(5)誘導施策の検討イメージ

○誘導施策では、居住誘導区域・都市機能誘導区域への居住や都市機能の誘導を図るため、財政、金融、税制上の支援措置等を記載します。
○支援措置は、①国等が直接行うもの、②国による支援を受けて市が行うもの、③市独自に実施するものがあります。

【誘導施設の誘導のための施策 】

① 国等が直接行う施策	○誘導施設に対する税制上の特例措置
	○民間都市開発推進機構による金融上の支援措置
② 国の支援を受けて市が行う施策	○誘導施設の整備
	○歩行者空間の整備
	○民間事業者による誘導施設の整備に対する支援施策
③ 市が独自に講じる施策	○民間事業者に対する誘導施設の運営費用の支援施策
	○市町村が保有する不動産の有効活用施策
	○医療・福祉施設等の建替等のための容積率等の緩和
	○民間事業者の活動のための環境整備・人材育成
	○金融機関との連携による支援
	○都市のスポンジ化対策のための制度活用

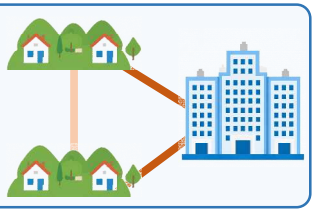
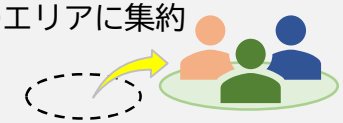
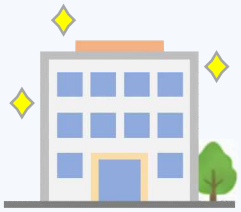
【居住の誘導のための施策】

② 国の支援を受けて市が行う施策	○居住者の利便の用に供する施設の整備 例）都市機能誘導区域へアクセスする道路整備等
	○公共交通の利便性の確保を図るため交通結節機能の強化・向上 例）バスの乗換施設整備等
	○居住誘導区域外から居住誘導区域内へ移転する者への補助 例）災害レッドゾーン等から居住誘導区域内への移転支援等
③ 市が独自に講じる施策	○居住誘導区域内の住宅の立地に対する支援措置 例）空き家バンク、住宅購入費補助等
	○基幹的な公共交通網のサービスレベルの確保のための施策 例）バスの運行水準、ルートの見直し等
	○居住誘導区域外の災害の発生のおそれのある区域については、災害リスクを分かりやすく提示する等、当該区域の居住者を居住誘導区域に誘導するための所要の措置 ※「防災指針の検討」において具体的に検討
	○都市のスポンジ化対策のための制度活用 例）空き地バンク（ランドバンク）等

出典：「改正都市再生特別措置法等について（国土交通省）」を基に作成

2. 立地適正化計画とは

(6)コンパクト・プラス・ネットワークを巡る誤解と正しい認識

よくある誤解	正しい認識
Q 一極集中 都市郊外部や農村部を切り捨て、都市の中心拠点（中心市街地やターミナル駅周辺等）の１箇所にすべてを集約させる政策なのではないか 	**多極型の都市構造** 中心拠点だけではなく、旧町村の役場周辺等の生活拠点も含めた多極ネットワーク型の都市構造を目指す 
Q すべての人口の集約 すべての居住者（住宅）を一定のエリアに集約させる政策なのではないか 	**すべての人口の集約を図るものではない** 誘導により一定のエリアで人口密度の維持を目指すが、都市郊外部や農村部についても、それぞれの地域特性に応じた居住環境を確保する
Q 強制的な集約 都市郊外部や農村部での居住を規制し、居住者（住宅）を強制的に移転させようとしているのではないか	**誘導による政策** インセンティブを講じ、時間をかけながら居住や都市機能の誘導を進める 
Q 縮退均衡（人口減に合わせた行政サービス縮小） 人口が減少する地方部の縮退均衡を目指す政策であり、地方経済がより衰退するのではないか 	**「密度の経済」の発揮** 生活利便性の維持・向上を図りつつ、サービス産業の生産性向上等を通じて地域経済の活性化を目指す 
Q 地域格差を生む 誘導区域外は放置され、誘導区域の内外で地価水準が分かれ、格差が生じるのではないか 	**急激な変動は生じない** 誘導策による中長期的な取組であり、急激な変動は見込まれない まちなかの地価の維持・上昇に加え、都市全体の地価水準の底上げ等の波及効果が期待される

参考：「立地適正化計画作成の手引き」国土交通省

3. 現況の整理

(1)人口の将来予測(区域別)

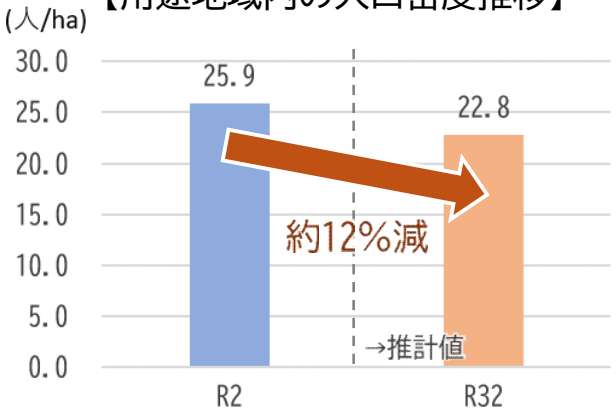
○本市の将来人口は、令和２年から令和32年にかけて市全体では約13%減少すると予測されています。用途地域内では約12%減、開発可能区域内では約18%減となっています。
○用途地域内（工業地域除く）の人口密度は約12%減少する見込みです。
○能美根上駅周辺や緑が丘で減少が目立ちますが、和光台や吉光町などでは増加する見込みです。

【区域別の人口等の推移（R2→R32）】

	R2		R32
市全体	48、520	▲13.3%	42、083
用途地域内	37、965 (25.9)	▲11.8%	33、472 (22.8)
開発可能区域内	8、880	▲17.3%	7、341
その他	1、675	▲24.2%	1、270

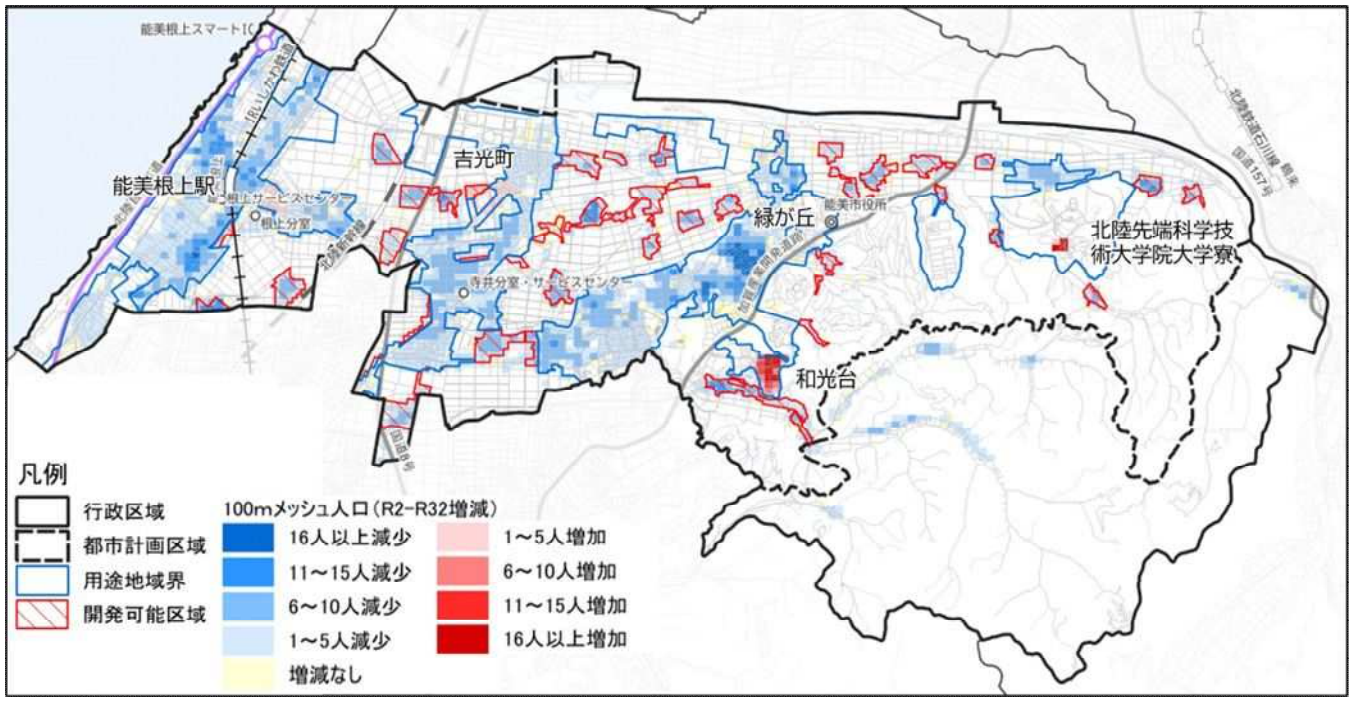
注）単位は人、()内は人口密度(人/ha)

【用途地域内の人口密度推移】



出典：都市計画基礎調査

【再掲：人口の増減数（R2→R32、100mメッシュ）】



出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3（世帯予測実装版）」及び能美市都市計画基礎調査を使用し作成

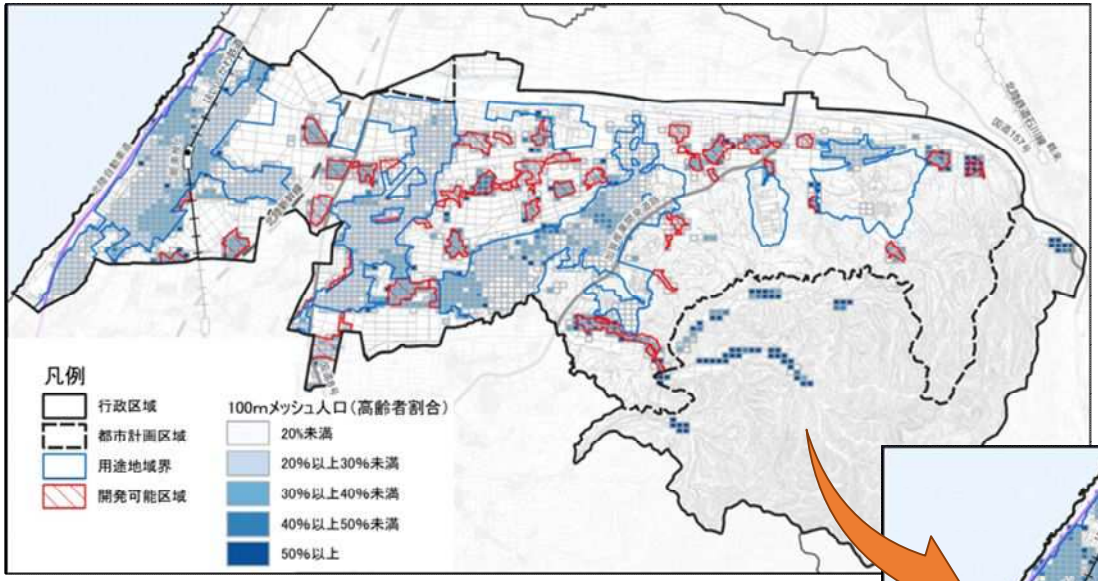
3. 現況の整理

(2)高齢化率の将来予測

○令和２年の高齢化率※は主に山間部等で高く、開発可能区域内でも比較的高い地域があります。
○令和32年の予測では、緑が丘や三ツ屋町などの用途地域内で上昇し、開発可能区域内でも継続的に高齢化率が高くなる見込みです。

※65歳以上が占める割合

【高齢者率の分布（R2、100mメッシュ）】

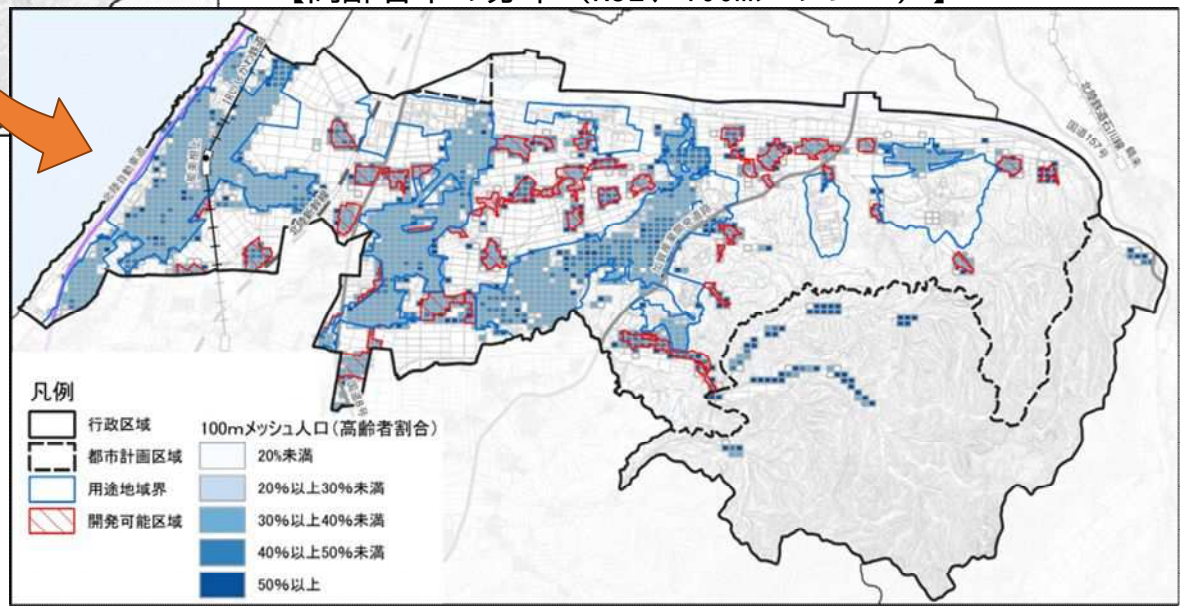


【エリア別の高齢者の推移（R2→R32）】

	R2		R32
市全体	12、779（26.2）	＋19.9%	15、328（36.4）
用途地域内	9、447（24.9）	＋28.2%	12、113（36.2）
開発可能区域内	2、664（30.0）	＋0.9%	2、687（36.6）

注）単位は人、（ ）内は各区域に占める割合(%)

【高齢者率の分布（R32、100mメッシュ）】



出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3（世帯予測実装版）」及び能美市都市計画基礎調査を使用し作成

3. 現況の整理

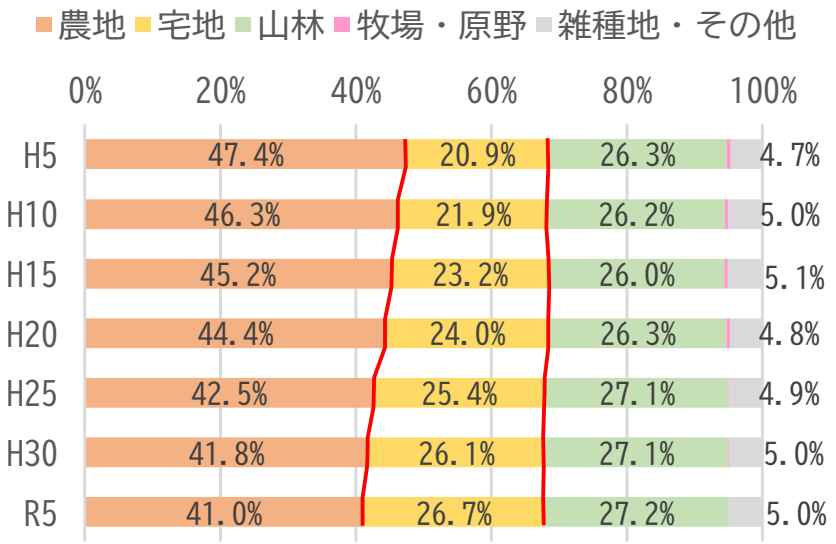
(3)土地利用・新築・空き家の状況

○地目別土地利用面積の推移を見ると、宅地割合は増加傾向で、令和５年には約27%を占めていますが、農地は減少傾向です。

○新築件数は年間約300件（H26-R3の合計が約2、600件）であり、用途地域内が約80%、開発可能区域内が約17%を占めています。

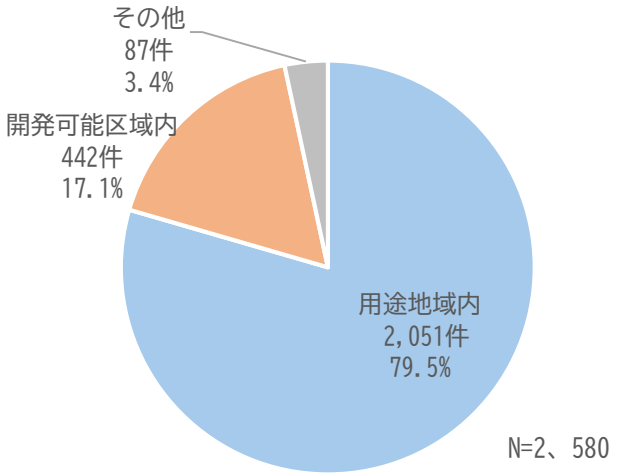
○空き家は約1、000戸（R7年）あり、用途地域内が約75%、開発可能区域内が約19%を占めています。

【地目別土地利用面積の推移】



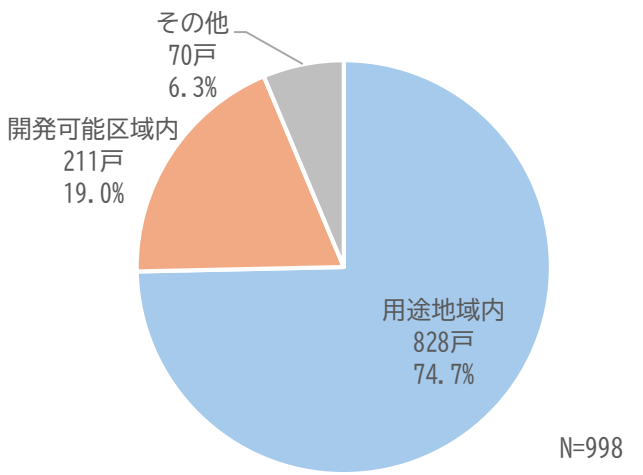
出典：石川県統計書

【本市の新築分布（H26-R3年の合計）】



出典：都市計画基礎調査

【本市の空き家分布（R7時点）】



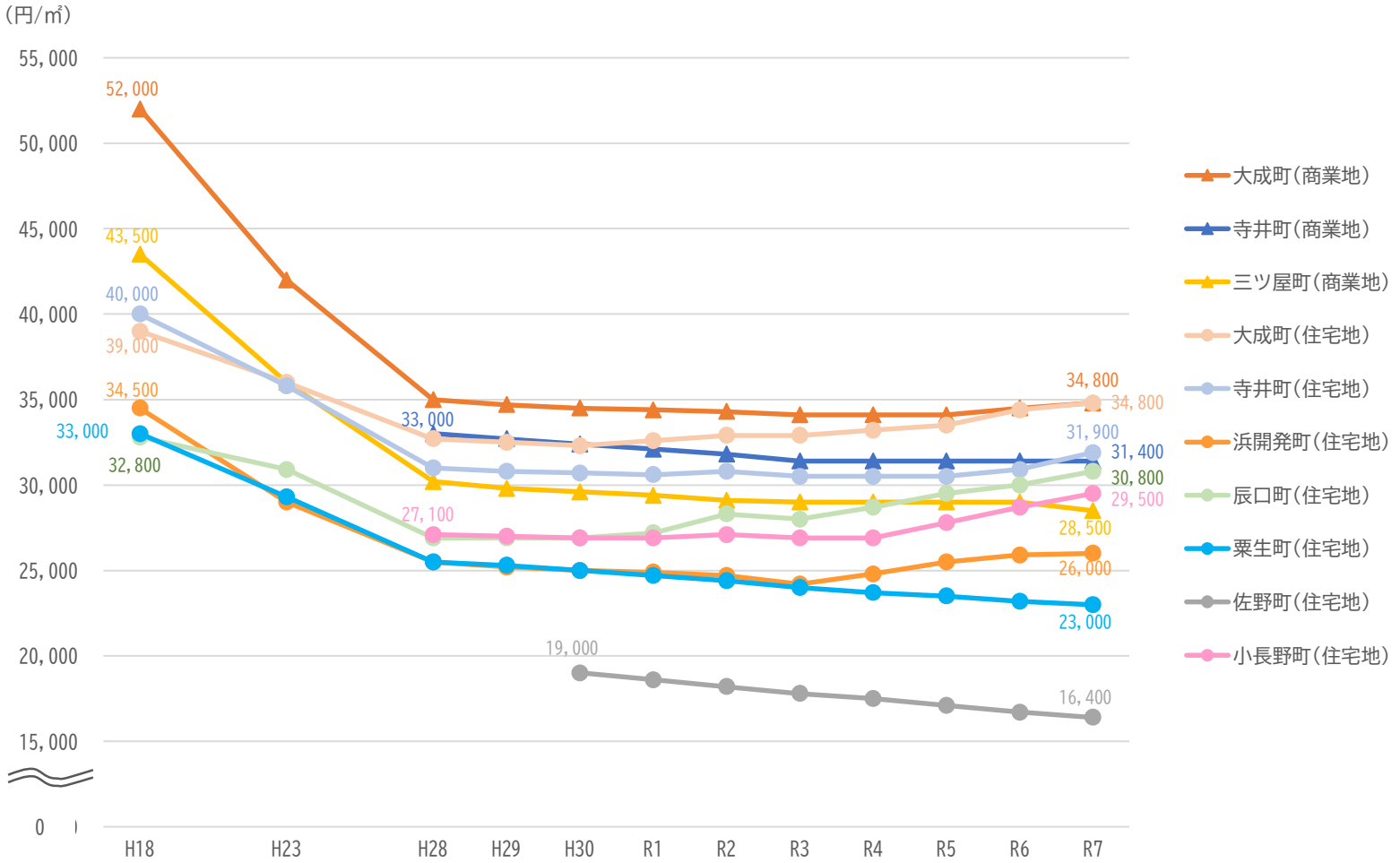
出典：能美市資料

3. 現況の整理

(4)地価の推移

○平成18年から平成28年にかけて全体的に地価が下落しています。
○その後は、商業地の地価は微減しており、一方で住宅地の地価は近年増加傾向にあります。

【主な地点の地価の推移（平成18年～令和７年】

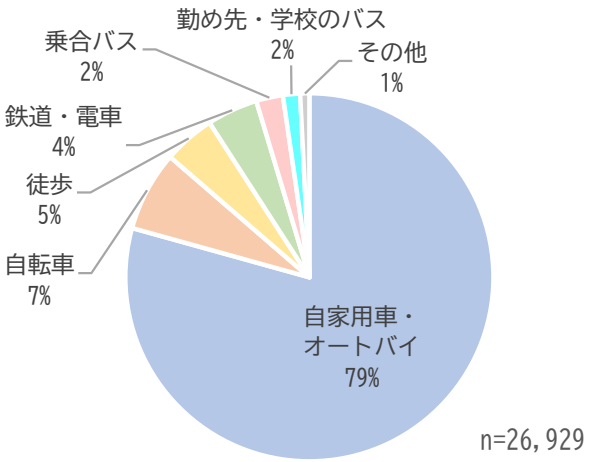


出典：国土数値情報「公示地価」
注) 寺井町（商業地）・小長野町は平成28年、佐野町は平成30年から調査開始

(5)公共交通の状況

○本市に居住する人の通勤・通学手段は自家用車・オートバイが約80%を占め、徒歩や公共交通の利用は少なくなっています。
○路線バスが運行されているエリアは旧寺井町と旧辰口町であり、旧寺井町にのみ１日40便以上運行しているバス停があります。
○公共交通の駅・バス停から徒歩圏内（バス停：300m、鉄道駅：800m）の人口カバー率は、鉄道や路線バスでは限定的で、コミュニティバスでは約９割となります。

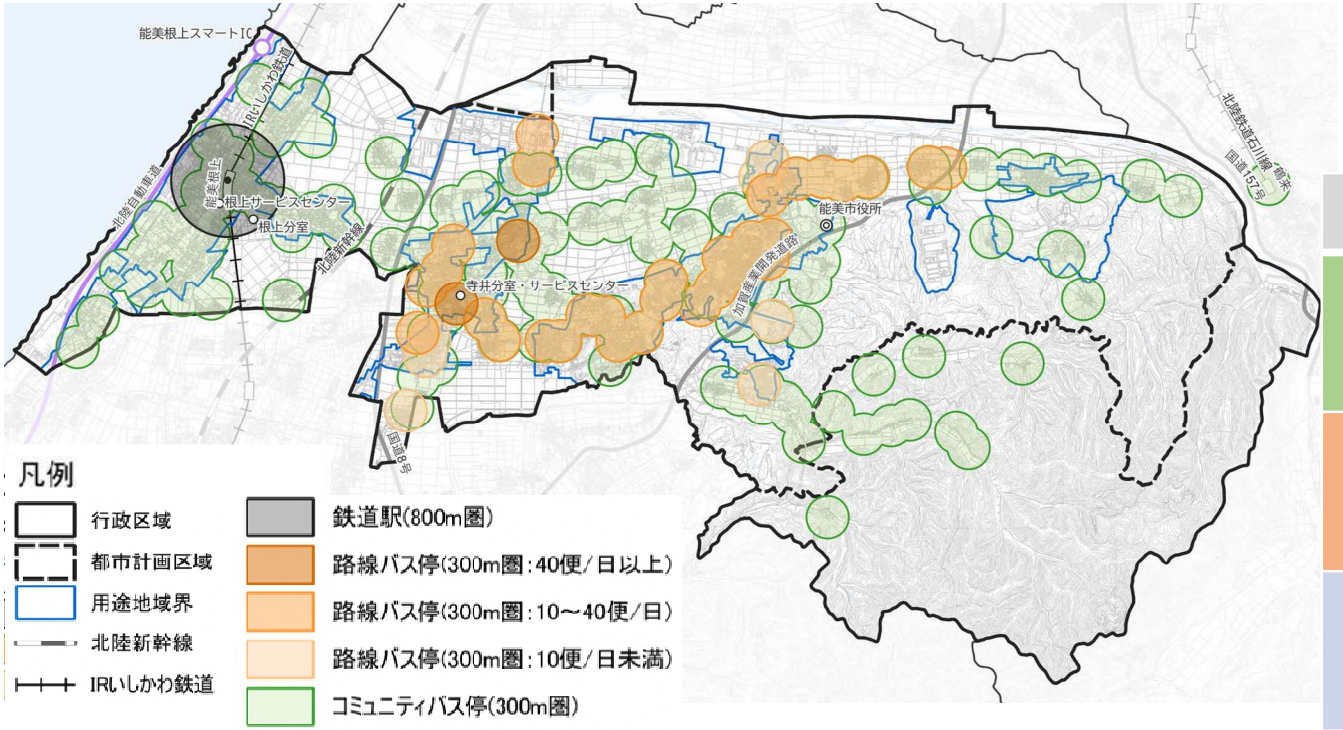
【能美市常住者の通勤・通学手段】



n=26,929

出典：国勢調査

【公共交通の運行状況】



【公共交通の徒歩圏人口カバー率】

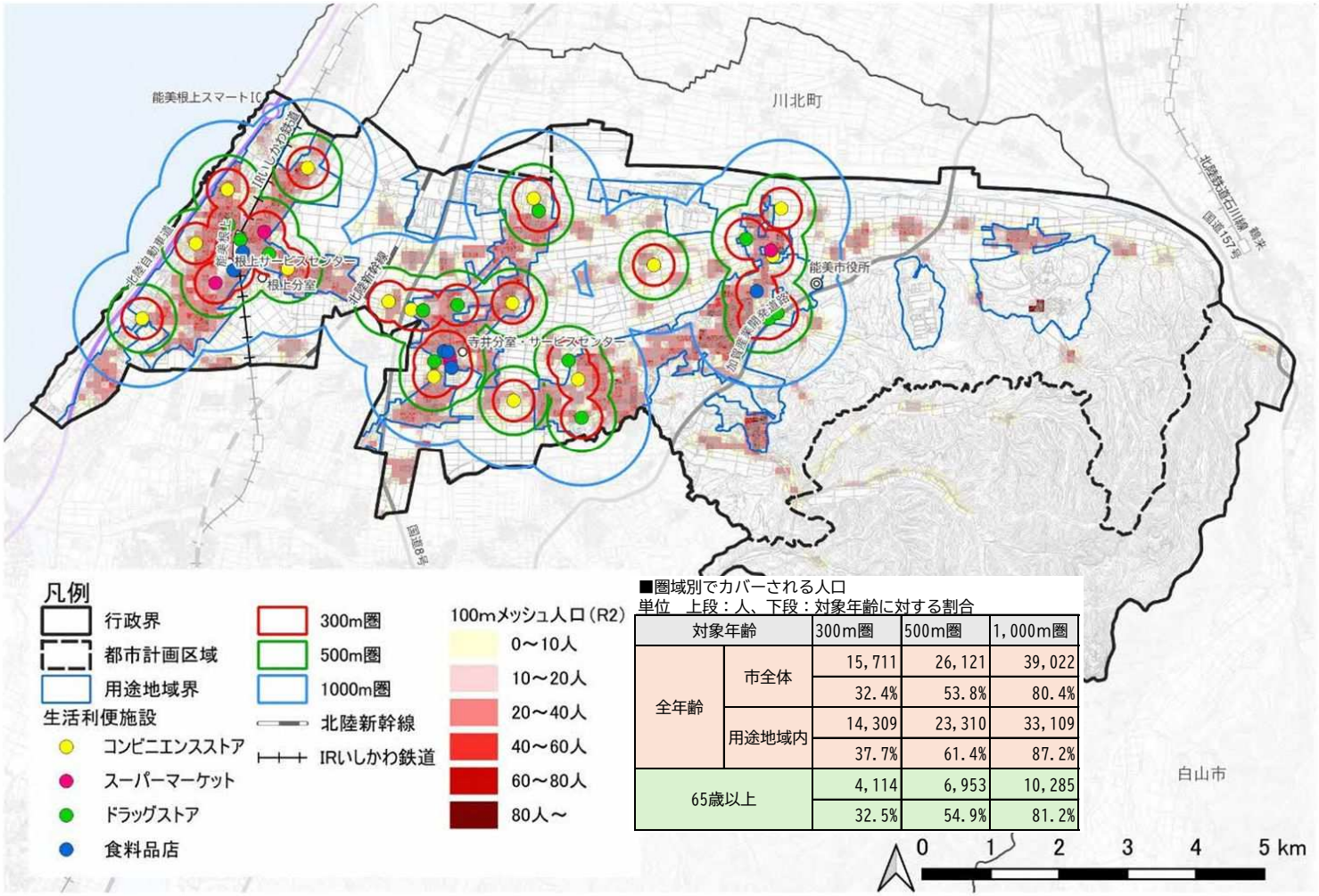
公共交通	対象年齢	人口カバー率
コミュニティバス	全年齢	90.3%
	65歳以上	90.7%
路線バス	全年齢	40.2%
	65歳以上	38.8%
鉄道	全年齢	2.1%
	65歳以上	2.4%

注）バス停は300m、鉄道駅は800mを徒歩圏とした場合

3. 現況の整理

(参考)生活利便施設の立地状況

○生活利便施設（コンビニ、スーパー、ドラックストア等）から徒歩圏300m内の人口カバー率は、市内全体で３割程度、用途地域内で４割弱となっています。



■圏域別でカバーされる人口
単位　上段：人、下段：対象年齢に対する割合

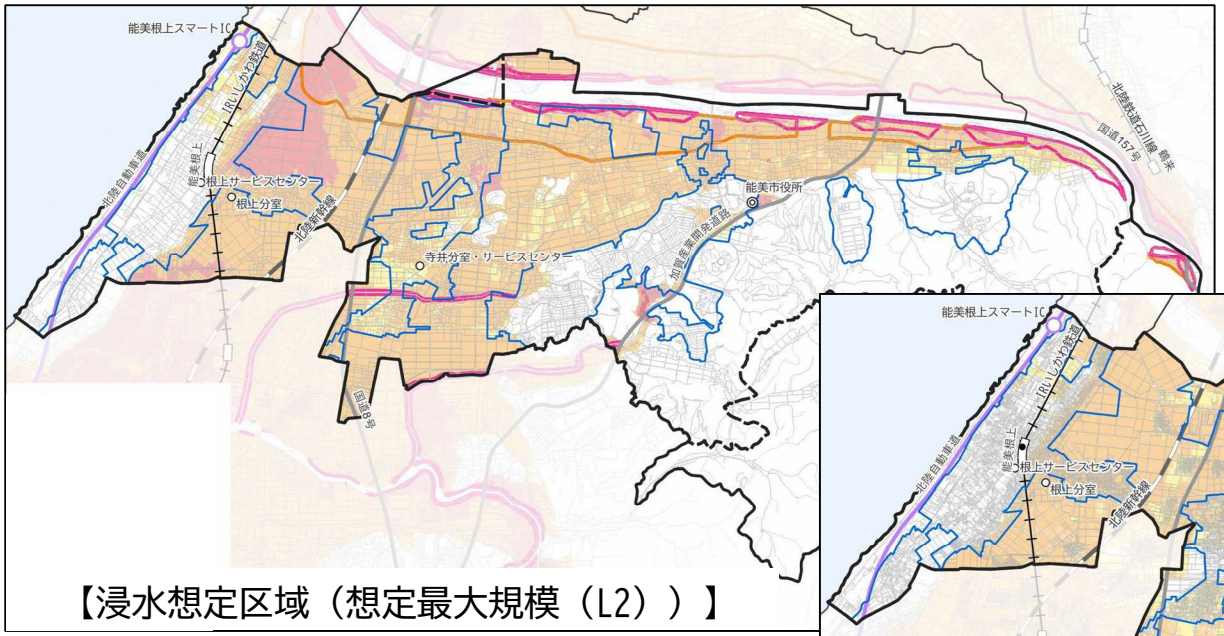
対象年齢		300m圏	500m圏	1,000m圏
全年齢	市全体	15,711	26,121	39,022
		32.4%	53.8%	80.4%
	用途地域内	14,309	23,310	33,109
		37.7%	61.4%	87.2%
65歳以上		4,114	6,953	10,285
		32.5%	54.9%	81.2%

出典：iタウンページより作成

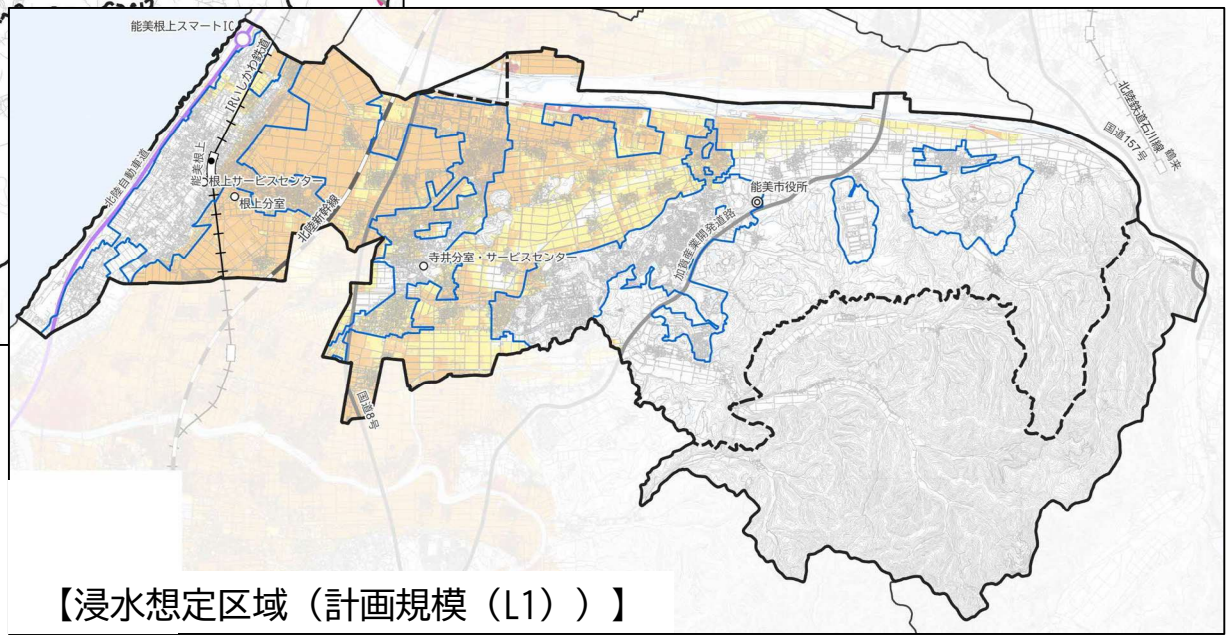
注) 全年齢の人口は48、520人、用途地域内の人口は37、965人、65歳以上の人口は12、672人

(6-1)ハザード(洪水による浸水想定区域)

○想定最大規模（L2）※1での浸水想定区域は、用途地域では旧寺井町で0.5～3.0m未満の区域が広がり、旧根上町の一部では3.0m以上の区域があります。
○家屋倒壊等氾濫想定区域※2は手取川沿いの広い範囲に指定されています。
○計画規模（L1）※3での浸水想定区域は、用途地域では旧寺井町で0.5～3.0m未満の浸水区域が広がっています。また、手取川沿岸で3.0m以上の浸水が想定されています。
○令和４年８月の洪水では、床上浸水５棟、床下浸水43棟の被害実績があります※4。



【浸水想定区域（想定最大規模（L2））】



【浸水想定区域（計画規模（L1））】

凡例

	浸水深	家屋倒壊等氾濫想定区域（L2のみ）
行政区域	0～0.5m未満	河岸浸食
都市計画区域	0.5～3.0m未満	氾濫流
用途地域界	3.0～5.0m未満	
	5.0m以上	

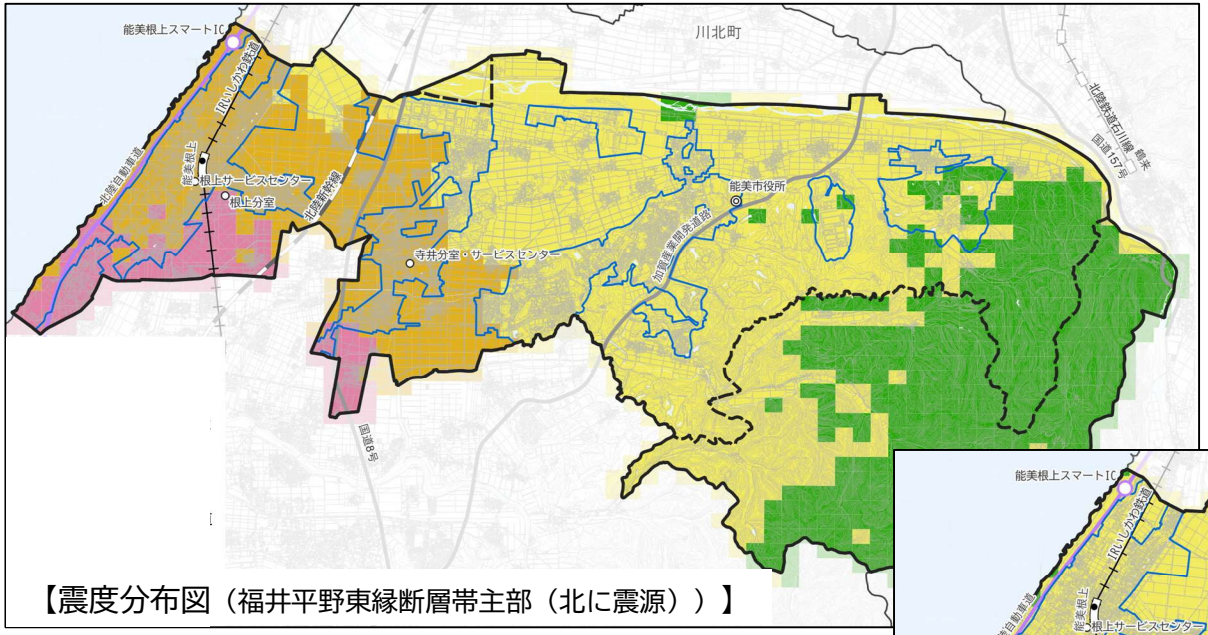
※１：1、000年以上に１回の降雨により、河川もしくは内水が氾濫した場合に浸水が想定される区域
※２：大規模な洪水時に、河川の氾濫流や河岸侵食によって家屋が流失や倒壊をするおそれがある区域
※３：50～100年以上に１回の降雨により、河川もしくは内水が氾濫した場合に浸水が想定される区域
※４：「手取川水系 令和４年８月洪水の状況とこれまでの対応」北陸地方整備局 金沢河川国道事務所

出典：能美市資料

3. 現況の整理

(6-2)ハザード(震度分布)

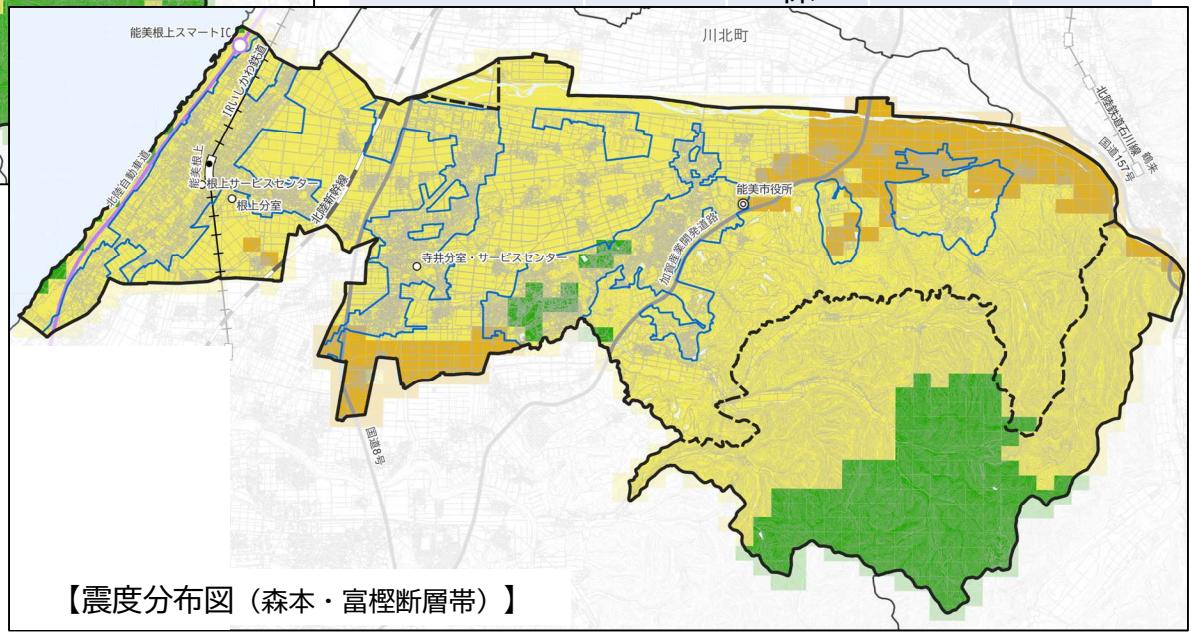
○市内で想定される最大震度は、福井平野東縁断層帯主部（北に震源）の地震における「震度６強」で、旧根上町と旧寺井町の南部で想定されています。旧辰口町では、森本・富樫断層帯の地震における「震度６弱」が最大となっています。



【震度分布図（福井平野東縁断層帯主部（北に震源））】

【被害想定（冬・朝５時・強風の場合）】

	建物全壊数	建物半壊数	死亡者数	負傷者数
福井平野東縁（北に震源）	1、647棟	3、636棟	72人	399人
森本・富樫	714棟	2、757棟	19人	155人



【震度分布図（森本・富樫断層帯）】

凡例

行政区域
都市計画区域
用途地域界

震度階
3以下
4
5弱
5強
6弱
6強

出典：石川県地震被害想定調査結果（令和７年５月公表）

(7)課題の方向性

○現況を踏まえ、基本的な方針の検討に向けて、課題の方向性を整理します。

【基本的方針の検討に向けた課題の整理】

人口	○人口減少・高齢化が進行しており、都市全体の活力低下や地域コミュニティの衰退が懸念されます。
土地利用	○市街地・田園部ともに人口密度が低下して空き家や空き地が増加し、市内が全体的に空洞化（スポンジ化）していくことが懸念されます。
まちづくり	○人口密度の低下により、商業・医療・公共交通等の利用者が減少し、サービスの縮小が想定され、生活利便性の低下等が懸念されます。
公共交通	○公共交通サービスの利便性の低下が懸念される中、さらなる高齢化の進行により、高齢者の移動手段の確保が求められます。
防災	○今後想定される大雨や大規模地震を踏まえ、災害リスクを踏まえた安全な市街地形成や防災・減災の強化が求められます。

本市の現状課題を踏まえ、能美市版の「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現を目指し、立地適正化計画を策定していきます。

4. 今後のスケジュール

○令和８年度から具体的な検討を始め、庁内策定委員会、策定委員会、都市計画審議会を踏まえながら、令和９年度末の策定を目指します。

【スケジュールと議題(仮)】

庁内策定委員会①

令和８年度	R8.7頃	策定委員会 第１回 ○現況整理　○課題の方向性
		←庁内策定委員会②
	R8.10頃	策定委員会 第２回 ○災害リスク分析　○基本的な方針等の立案 ○誘導区域の検討方針
		←庁内策定委員会③
	R9.1頃	策定委員会 第３回 ○誘導区域・誘導施策（素案） ○防災指針の検討
	R9.3頃	都計審 第１回 ○立地適正化計画の検討状況について
		←庁内策定委員会④
令和９年度	R9.6頃	策定委員会 第４回 ○誘導区域・誘導施設（修正案） ○目標指標の検討・設定
		←庁内策定委員会⑤
	R9.9頃	策定委員会 第５回 ○計画書（素案）について
		←庁内策定委員会⑥
	R10.2頃	策定委員会 第６回 ○計画書（案）について
	R10.3頃	都計審 第２回 ○立地適正化計画の策定について